

# 社会福祉法人尚徳会 第4期行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように第4期行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

## 2. 内容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 平成30年4月～制度に関するパンフレットを作成し職員に配布する
- 平成30年4月～職員相談窓口の活用呼びかけ
- 平成30年5月～管理職会議を活用して管理職の意識高揚と支援の呼びかけ
- 平成31年4月～パンフレットを再作成し職員に配布し、より周知する
- 平成31年5月～管理職会議を活用して管理職の意識高揚と支援の呼びかけ
- 平成32年4月～パンフレットを再作成し職員に配布し、より周知する
- 平成32年5月～管理職会議を活用して管理職の意識高揚と支援の呼びかけ

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標1：所定外労働時間の削減推進。

### <対策>

- 平成30年7月～タイムカード打刻時間と超勤処理との自己点検実施
- 平成31年7月～タイムカード打刻時間と超勤処理との自己点検実施
- 平成32年7月～タイムカード打刻時間と超勤処理との自己点検実施

目標2：計画年休の推進。

### <対策>

- 平成30年4月～計画年休に関するパンフレットの作成説明会

目標3：年次有給休暇取得の促進を図る。

### <対策>

- 平成30年4月～誕生日年休の勧め、年次有給休暇の適正取得促進説明会
- 平成30年12月～年次有給休暇取得の現状を把握
- 平成31年1月～年次有給休暇の個人別取得状況を個別通知
- 平成31年3月～年次有給休暇取得推進策の検討